

岡山国際交流センター利用許可変更申請書

岡山国際交流センター 指定管理者
財団法人 岡山県国際交流協会 理事長 殿

平成 年 月 日付けで許可を受けた、岡山国際交流センターの施設の利用等に関する事項を変更したいので申請します。

		直接 ・ FAX ・ 郵便	一般 ・ 営利又は宣伝	免 ・ 減	
		受付年月日 年 月 日	許可年月日 年 月 日		
変更申請年月日		平成 年 月 日			
申請者		住所又は所在地 〒			
		TEL ()			
使用責任者		団体名			
		代表者名			
変更事項		氏名 TEL ()			
変更理由	施設名	変更前			
	利用年月日	変更後			
	利用時間				
差額の請求書の送付先 (申請者と異なる場合記載)		〒			
差額の受取方法		1. 直接受け取り			
		2. 送金先			
		金融機関名		郵便貯金・口座	
		銀行	支店	口座・通帳記号	
		預金種目 (該当に)	1. 普通・総合 2. 当座 3. その他()		口座・通帳番号
口座番号			ふりがな		
口座名義人 (口座名義)			名義人 (口座名義)		
利用料金の精算		既納 施設利用料金		円	
		既納 設備利用料金		円	
		合計 (A)		円	
		変更後 施設利用料金		円	
		変更後 設備利用料金		円	
		合計 (B)		円	
		(A) - (B) - 振込手数料()円 =		円	
備考					

- 注1) FAX、郵送等で申請された場合、電話等で確認させて頂く場合があります。欄は記入しないでください。
- 注2) FAX で送信の場合は必ず着信を確認してください。
- 注3) 利用料金の精算
(A) - (B)欄においてAの金額がBを超える場合は、超える金額を申請者に返還します。Bの金額がAを超える場合は、超える金額を申請者に請求します。返還に日数を要する場合があります。「直接受け取り」の場合、申請書の提出日に返還出来ないことがあります。
- 注4) 銀行、郵便局等の口座に送金する場合は、手数料を差し引いた金額になります。
- 注5) 変更の申請期限
国際会議場は利用予定日の6ヶ月前以降、イベントホールは2ヶ月前以降、その他の会議室等は14日前以降の変更申請は出来ません。

センター長	センター長代理	班 長	係	担 当		可 否